

町田市市民センター等のあり方検討委員会設置要綱

第1 設置

町田市市民センター等の未来ビジョンの策定に関し、関係者の意見を聴取するため、町田市市民センター等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市市民センター等の未来ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員9人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 2人以内
 - (3) 町田市市民センター等の運営に関する経験及び識見を有する者 2人以内
 - (4) 公募による市民 2人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、市民部市民総務課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2020年7月 日から施行する。
- 2 この要綱は、2021年3月31日限り、その効力を失う。